# 加納友市、その生涯と教育論 [2]

Tomoichi Kanou, His Life and Theory of Education [2]

有 馬 毅一郎\*·大 前 裕 子\*\* Kiichiro Arima Yuuko Oomae

# I, はじめに

加納友市は、島根県の現平田市出身で、明治期後期から大正期に全国的に活躍した初等教育 を中心とした教育研究者であり、実践者である。

加納についての今少し詳しい説明を前稿(\*)では次のように行っている。

「明治20年に島根県松江師範学校を卒業し、県下の尋常、高等小学校訓導・校長を歴任。同28年から31年まで、島根県尋常師範学校教諭・附属小学校主事を勤める。この間に『理論・實驗學級教授法』等を著わし、頭角をあらわす。以後、新潟、奈良、青森、長崎、群馬県等をまわり、主として師範学校教諭、同附属小学校主事を歴任、一時は、東京にて教科書出版会社で編輯長を勤める。この間、現在判明しているものだけでも9冊の大著を世に問うている。明治30年代から40年代の近代教育制度の確立と整備が進められた時期に、内外の教育論をふまえ、単級学校、複式学級等の教育論を確立した点で、日本の教育史の中で見逃せない人物の1人と言うことができる。また、大正9年からは、帰県して、松江市視学、島根県松江市女子技芸学校長に就任しており、島根県尋常師範学校教諭、附属小学校主事の時代と合わせ、島根県教育史にも位置づけるべき人物と言うことができる。」

この加納については、従来あまり注目されておらず、加納友市に関する研究はほとんどなされていなかったが、昭和62・63年度を中心に、次のような調査、資料収集を行い、その結果を報告したのが前稿である。

- (1) 加納の生家加納吉三氏宅。平田市本庄町289。 加納の著書『新撰日本教授學』、『國民學校新教授法』、『複式教授の理論と實際』、『六箇学年單級小學校』、『國民教育資料』、『小學教育の實際的研究』の計6冊を確認。加納が生前所蔵した書籍類(未整理)のほか、加納自筆の文書、加納の公職歴について書かれた島根県松江市女子技芸学校の校友誌『翠島』の「加納校長追悼號」(第24号)、その他を所蔵。加納の生前の様子を知る若干の言い伝えを吉三氏から聴取。
- (2) 加納の次女竹下文子氏宅。大社町杵築東129。 文子氏は加納の実子で唯一の生存者。当時94歳。竹下家へ嫁いだ後も主人がメキシコ等の海外勤務であったため、子どもと共に加納の晩年まで一緒に暮し、加納を最もよく知る。記憶等がかなり確かで、生前の加納についての証言を多数聴取。加納の写真(家族ずれ)3点、及び遺品「英ロンドン製シルクハット」

<sup>·</sup>島根大学教育学部社会科教育研究室

<sup>\*\*</sup>島根大学教育学研究科社会科教育学専攻生

(皮ケース入り)を所蔵。

- (3) 平田小学校をはじめ、今市、直江、西郷、附属小学校において、「学校沿革誌」等に加納が勤務した痕跡を探った。
- (4) その他、生前の手がかりを求めて、協力いただいた方として、井上狷介氏(雑賀町。竹下 文子の甥。加納が大正末期、松江在住時の家のことなど記憶にある。)の外、加納と生前交 友関係にあった方の子孫多数。加納清氏(平田市本庄町)などがある。
- (5) 東京他の古本屋において、加納の著書を収集したり、国会図書館他から、加納の著書のコピーを入手した。

これらに基づいて、前稿においては、①加納の生涯の概要と人物像についての若干の考察、 ②加納の研究業績の内、著書 9 冊の分析・考察を行った。

このたび、平成7年度において、加納について、さらに精緻なる調査・研究を進めるべく、 再度、加納吉三氏宅を訪問し、同氏の絶大なるご理解を得て、同家2階の収蔵室を調べさせて いただいたところ、新たに『履歴書』『服務状況報告書』等の加納の自筆文書をはじめ、『辞令』 や『委嘱状』等が散逸せずほぼ完全な形で発見された。

そのため、筆者(有馬・大前)らは、学生数名と共に数回にわたって加納家を訪問し(平成7年5月~10月)、同家の理解と協力を得て、新たに発見された資料・文書類の分類・整理を行った。

本稿においては、これら新資料によって、新たに明らかになった加納友市の生涯について、 前稿を補遺するかたちでまとめた。

また、今回は、前稿において十分取り上げられなかった『島根県私立教育会雑誌』 はの に掲載された加納論文や、同誌にみられる加納の活躍の様子、当時の教育界の実情も補完して、加納の生涯のみでなく、今後の加納友市研究の展望をももとうとするものである。

#### Ⅱ,加納友市に関する新資料について

- 1,加納吉三家所蔵資料
  - (1)加納友市自筆文書
    - 1) 『履歴書』 6 通
      - ①明治3年7月~明治25年11月21日 (以下『履歴書』①とする。) 「学業」「業務」「賞罰」「卒業証書及免許状の写」の項目に分けて記入。
      - ②明治3年7月~明治35年8月21日 (以下『履歴書』②とする。) 墨書だが鉛筆での書き込み多数あり。

特に明治34年3月11日の休職以降は、一旦書いたあとで消した部分がある。

③明治18年12月25日~大正8年4月1日

「資格」「学業」「任免賞罰事故」の項目に分けて記入。

- ④明治11年11月4日~大正15年4月19日 大正9年8月1日以降は、あとから書き加えたように思われる。
- ⑤明治34年3月15日~大正9年4月23日 後半部分に読み取りにくい部分あり。

⑥明治21年7月16日~大正15年4月19日

大正12年3月16日以降は、あとから書き加えたように思われる。

2) 『明治20年以降 発着文書類』

表紙に「加納庶務係」と書かれているように、明治19年12月11日に母衣町の戸長宛てに出した『寄留届』に始まり、明治25年12月8日に出雲他二郡役所書記に宛てた『返信』まで、約150枚の文書が綴じられている。

中でも、明治20年2月に始まり同25年7月まで、半年ごとに合計10回にわたり、島根県尋常師範学校長宛てに出された、『服務状況報告書』(「在籍生徒ノ数」「教員授業生ノ数及給料」「自己ノ担當学科」「教授及管理ノ状況」等17項目に及ぶ)が残されており、加納の勤務校の実態や実践の様子などがよくわかる。

#### 3) 『明治27年起 往復文書類』

隠岐国の各小学校から、「小学督業」である加納宛てに、「在籍生徒数」「出席生徒数」「生徒出席平均数」「学級編制」「職員」等の状況を報告した文書を綴じたものである。また、この文書綴の間には、海士郡布施尋常小学校など4校の尋常小学校から、明治27年に隠岐で大発生した赤痢の被害状況を報告したはがきもはさまれていた。

4)この他、私塾・師範学校学生時代の講義の筆記帳、作文綴と思われるものが30点余りある。特にその中に、「尋常科教授法」として『改正教授術抜寫 若林虎三郎、白井毅編纂』があるのが興味深い。

### (2)加納友市の経歴を実証する書類

1) 『卒業証書』

萬田小学校の各級あるいは下等科、上等科の卒業証書が4枚残っているが、島根県 尋常師範学校の卒業証書は残っていない。

#### 2) 『辞令』

明治20年7月に平田高等小学校訓導に任命されて以来、『辞令』はほぼ完全に残っている。ただ、なぜか島根県松江市女子技芸学校長兼訓導を命じられた時の『辞令』はない。

3)この他、おびただしい数の『委嘱状』、『慰労金給与証』、『講習証書』等が残されている。

#### (3)その他

1) 『弔辞』 8 通

松江市教育会長渡部寛一郎、島根県師範学校同窓会長山口泰平等、島根県教育史に 名を残す人物のものも見られる。

#### 2)和綴本他の書籍類多数

寺子屋の教科書である『商売往来』。明治初年発行の『啓蒙知恵ノ環』[加納友市と名前あり]、『地方往来』、『國史略』、『萬國史略』、『日本地誌略』を始めとする多数の小学校用教科書。『應用心理學』(湯本武比古)、『統合主義新教授法』(樋口勘次郎)、『實踐教育學全』(槇山榮次)等の教育学に関するもの。『獨逸語學講義』(大日本獨逸學會)、『譯讀科』(大日本英語學會)等の語学に関するものなど、明治・大正期の書

籍が300点あまり所蔵されている。 これらの中には、加納の娘真進乃の名の入ったもの、「加納」の印の押してあるものもある。加納の使用が特定されれば、教育論形成への影響の考察が可能になる。

### 2,教育雑誌等掲載論文

- (1) 『島根県私立教育会雑誌』
  - ○「今市高等小学校直江分校景況」(64号)
  - ○「西郷高等小学校の状況」(105号)
  - ○「西郷高等小学校諸規則」(108号, 109号)
  - ○「明治28年隠岐国に関する学事一般」(117号)
  - ○「単級学校教育論」(124号, 125号)
  - ○「小学校習字科の教科用書に就いて」(135号)
  - ○「附属小学校批評録」(135号)
  - ○「島根県師範学校附属小学校批評録」(138号)
  - ○「教育界の雑評」(152号, 153号, 154号)
  - ○この他、『島根県私立教育会雑誌』をたどってみると、島根県私立教育会総集会での発言(115号)や、「義務教育年限延長準備に関する調査委員会委員」に選ばれたこと(349号)など、加納の足跡を示すものが40点近くある。また、広告欄には、加納が新著を出版するたびにその広告が載せられ、それらの中には、『農業修身要鑑』(青年夜学校用最新教科書 正編・続編)のように、今まで存在が確認されていなかったものもあった。
- (2)『越佐教育』 [13]

81号(明治32年9月)の「本県附属小学校尋常科第三、四学年の学級に於ける読書科実地授業批評会記事」に司会者として加納の名が見られる。

- (3)『日本之小学教師』 (4)
  - ○「練習主義の教授法について」(121号、明治42年1月)
  - ○「小学教育の七大疑惑」未完(146号、明治44年2月)

#### 3, その他

- (1)『西田村尋常小学校沿革誌』『西田村小学校沿革史』により、加納の小学校時代、准教員時代の萬田小学校の状況がわかる。
- (2)加納が通った寺子屋で、後には萬田小学校となった二瀬勝右衛門宅の見取図が、二瀬史郎氏(二瀬勝右衛門の曾孫)宅に現存することがわかった。また、二瀬氏への聴き取り調査により、当時の校舎・校庭の様子などが明らかになった。
- (3)『山陰新聞』に加納の入院から死去に至る記事があった。

### 4,加納友市に関する資料の価値について

(1)明治初期の学制発布当初から大正末期の、学校制度・学校教育の実態などが、加納の生

涯とともに明らかになる。

- (2)加納が、教師として勤務上の公私にわたる記録をたんねんに保存していて、明治初期から大正末の教育史資料ともなる。このように一人の人間の一生の勤務記録が残されている例は極めて稀であると言えよう。
- (3)加納の著書、ひいては教育論とその背景の関連をさぐることができる。

#### Ⅱ,加納友市の生涯 (補遺)

#### 1,誕生

加納友市(以下加納と略す。)は、元治元年(1864年)、出雲国楯縫郡水谷本庄村<sup>注5)</sup>に弥七、トネ夫妻の長男として生まれた。<sup>注6)</sup>

『履歴書』①によると、加納は満 5 歳から 8 歳まで、家庭で「読書」「習字」「算術」を学んだという。「読書」は以呂波、数字、度量衡、貨幣、苗字名頭、郡村名、口上文、手簡文、商売往来、実語教の類で、「習字」は実語教を除く他は読書と同じ、「算術」は加減乗除であった。しかし、現時点で、加納家の家族の中に、教えた人物が見当らない。また、加納家近辺には寺子屋が 3 軒あったと思われるが、<sup>誰の</sup> そこへ通わずに家庭で学んだとは考えにくいなど、この時の学習の実態についてなお不明な点も多い。

#### 2, 小学校時代

楯縫地方には、天保以後の幕末に創設された私塾、寺子屋が多い。 <sup>180</sup> 学制頒布当時、水谷本庄村周辺にもいくつかのそうした寺子屋があり、萬田村の二瀬勝右衛門の「唯一学園」もその一つであった。

明治6年(1873年)3月、楯縫郡平田町に県下初の小学校が開校した。平田一番小学校である。『西田村尋常小学校沿革誌』によると、萬田村でも、4月には二瀬宅を校舎として萬田村支校が創設され、7月には本校となった。この時、教員は二瀬と美談村の水谷政之助、生徒は20数名であった。後に、西々郷村で寺子屋を開業していた河瀬左芳も教師に加わる。

加納は、萬田小学校入学の期日について、『履歴書』②では「明治六年四月」とするが、『履歴書』①には、「明治六年四月、萬田村ノ二瀬勝右衛門ノ門ニ入リ、二瀬勝右衛門、水谷政之助ニツキ読書、習字、算術ヲ学ブ」「明治七年四月、萬田村萬田小学校ニ入学スル」とある。しかし、二瀬勝右衛門宅は、明治6年4月から萬田村支校になったわけで、小学校でありながら、片や寺子屋を開業していたとは考えにくい。また、萬田村支校が開校した時点で、加納はすでに学齢に達しており、当然のごとく就学義務が生じたはずである。

加納の萬田小学校での学習内容(カリキュラム等)は定かでないが、『西田村小学校沿革 史』に「明治六年十月二十五日 萬田村平民二瀬勝右衛門、島根県より楯縫郡萬田村小学校 習字助教師試補申付らる。」「明治七年二月十九日 水谷政之助講読助教師試補申付らる。」 という記述があることから、「習字」「講読」などを履修していたものと思われる。

ただ、『履歴書』①に、在学中の明治11年4月から萬田小学校授業生を辞職する翌12年9月までの間、「美談村水谷政之助に就き漢学(日本外史、十八史略、詩文)を修む」と記載されており、萬田小学校のカリキュラムの範疇を越えた師弟関係がうかがえる。

当時の小学校は、下等小学(6歳~9歳)と上等小学(10歳~13歳)の二段階編制で、子どもたちは下等小学の8級に入り、以後時々行われる試験に及第すると随時進級し、1級まで終わると、さらに上等小学8級に入学し、1級まで進んで卒業するという制度であった。<sup>誰の</sup>加納も変則的に進級し、明治10年6月に下等小学を、翌11年11月には上等小学を卒業する。時に13歳11ヶ月であり、下等小学卒業からはわずか1年半足らずのことであった。

### 3, 准教員時代

萬田小学校を卒業した翌日、加納は萬田小学校の授業生になる。一夜にして、「教えられる立場」から「教える立場」への転換である。月棒1円、師範学校の卒業証書を持たない准教員、この後半世紀に及ぶ教員生活はこうして始まった。

明治15年末までの約5年間の准教員時代の赴任校は、萬田小学校 [11ヶ月] →宇賀小学校 [6ヶ月] →東郷小学校 (補助教員となる) [9ヶ月] →萬田小学校 (教員補となる) [2ヶ年] と、いずれも西田村周辺の小学校である。

この間、加納は、明治14年に出雲国皇道会に入り、国学を研究する。また、出雲大社教会に入会し、世話掛→会掌→一等講生ととんとん拍子に地位を上げていく。加納吉三氏(加納の甥)によると、加納家と出雲大社教会との関わりはなく、加納がどのようなきっかけで入会したのかわからない。ただ、入会したあくる日にさっそく、「世話掛」という在家信者の役付きに任命される。

明治16年5月から、加納は学文舎(松江市外中原町)で、河合篤敬に漢学を、中溝久之助に数学を学んでいる。この他に、香西藤右ェ門(黒田町)、中村守丘(殿町)にも師事して国学を学ぶなど、本格的な学習を始めたと言える。これらが、師範学校入学のための予備的な学習の意味を持っていたのかどうかは定かでないが、入学後も続いている。

### 4, 師範学校時代

明治16年9月、加納は松江師範学校に入学する。当時の松江師範学校はまさに創生期であり、加納の在学中にも、三師範学科への改組[明治16年]、浜田師範学校と合併して「島根県師範学校」と改称[明治17年]、学制変更により更に「島根県尋常師範学校」と改称、学費給与に伴い宿舎生活の義務化[明治19年]など、めまぐるしい改革があった。この他、明治17年には、「郡選挙師範生徒募集規則」の制定により、郡長が生徒を選んで公費を支給し師範学校で修学させ、卒業後は該当する郡の小学校に奉職させる制度がスタートし、神の加納も公費生に選ばれた。

師範学校では、第4年期になると、組編制をして実地授業を行い教授法の習得を図っていたが、<sup>造い</sup>加納は何期も組長を務め、教生長にも選ばれている。また、師範学校生徒英語会に入り、西田千太郎や向井方太郎に英語を学んだ。ここでも幹事を務めている。

師範学校卒業を前にした明治20年2月、加納は水谷本庄村の長廻林左エ門の孫ハルと結婚する。ハルについて詳細はわからないが、当時21歳であった。

同年7月、加納は師範学校を首席で卒業した。この時、卒業生は14名であり、即日、島根県知事より小学校教員5年間有効『地方免許状』を下附されたが、二等免許状は加納を始め

5名であり、他は三等免許状であった。卒業後の服務年限は、文部省の規則に準拠し、卒業証書取得の日から起算して10ヶ年とされ、そのうち前半の5ヶ年間は、県知事の指定する学校に奉職することが義務づけられていた。 (\*\*12)

#### 5, 平田、直江での小学校教員時代

加納は、島根県尋常師範学校卒業の日、県より出雲楯縫神門郡平田高等小学校訓導に任じられる。平田高等小学校は、「明治19年の小学校令に基き、各郡役所々在地に 1 校ずつ高等小学校が設立されることになった際、今市町に置かれる筈であったのを平田町有志の運動の結果、更に平田にも設置を見るに至ったもの」 (注13) であり、 開校してまだ間もない学校であった。

師範学校で最新の教授法を学んで現場に出た加納は、「注入的ニ準拠シ空誦反復ヲ以テ記憶セシムル」など旧態然とした教授を行う教師達に混じって仕事をすることに強い憤りを感じながらも、教授法研究に対する抱負を抱いていた。(『服務状況報告書』明治21年2月付)

「附属小学ニ於テ練習スルハ隔月交代ノ規アリ各科教授ノ練習孜レト其緒ニ就ケハ忽チ他 ニ移ルノ弊患アルモ数月連続只実際ノ場合ヲ斟酌シテ教授ノ方法ヲ研究シタレハ種々ノ新 案モ考出シタルコトアリテ得ルトコロモ少ナカラサルナリ」

明治21年7月、平田尋常小学校訓導に任じられ、同校々長、平田高等小学校訓導の兼務を命じられる。加納の、「余ノ本校ヲ管理スルノ重任ニ當フルハ明カニ本縣ノ辞令書カ証スル所ナレハ奮然以一学校ヲ出米ル丈ケ整理センコトヲ志タリ」という言葉から、新任校長としての意気込みが感じられる。(『服務状況報告書』明治22年1月付)

加納は、専任の平田尋常小学校で読書科(3年級)と算術科(4年級)を、兼任の高等小学校で農業科(3・4年級)を担当した。当時、平田尋常小学校では、「修身読書作文習字算術体操裁縫/外図画唱歌/二学科ヲ増置」し、「各年級各学科ニ就テ受持ヲ定メ」ていたが、それは次の理由による。

「受持ハ学級分担トナサントスレハ一人ノ教師ニシテ各科ヲ教授スルコト能ハサルモノアルト生徒ハ只一人ノ教師ノ不完全ナル気質ニ感化スルノ弊アリ各科分担トナサントスレハ時間割ノ都合アリテ何レノ一方ニモ定ムルコト能ハス」

実際、12人の教師の中で、訓導は加納を含む3人に過ぎないという事情が大きく原因していたと思われる。尚、「兵式体操唱歌裁縫ノ諸学科ハ各専門ノ教員雇ヲ以テ之ヲ教授」していた。

また、学級編制は、2年級(在席児童数82人)、3年級(59人)、4年級(56人)は各1組ずつであったが、1年級(148人)は「生徒数ノ多キ」こと、「入学期ノ差異ニ由リテ進歩ノ異同アル」こと、「校舎不完全ニシテ教室ノ都合アル」ことから、甲・乙・丙の3組に分け、「各年級ニ担当訓導一名ヲ置キ訓導ナキ学級ニハ授業生ヲ以テ之ヲ代理セシメ以テ各年級ニ関スル教務及監督ヲ分担シ校長之ヲ総監」していた。

同年9月16日、長女真進乃誕生。10日後、加納は郡長宛に『改名願』を提出する。同じ村に同姓同名の者がいて、郵便物の取り違いなどの不都合があって困っているというのがその理由であり、「真名雄」と改名したいというものである。しかし、その後改名した事実はな

く、またなぜこの願いが却下されたのかもわからない。

明治22年1月、平田尋常小学校は失火により校舎を全焼し、書籍、帳簿、器具等もほぼ消失する。加納は、この件により県知事から罰棒に処せられる。また、この年の夏には、妻のハルが24歳の若さで死去する。

同年10月、加納は出雲楯縫神門郡今市高等小学校訓導に任じられ、同校直江分校在動を命じられる。先に述べたように、出雲楯縫神門郡の高等小学校は、明治20年に神門郡今市と楯縫郡平田に一校ずつ設置されたが、直江分校は出雲郡の有志の運動によって、校地敷地をすべて寄付するという形で、この年に今市高等小学校の分校として発足したものである。 (『服務状況報告書』明治23年1月付)

「教授方法ハ大概教育上既定ノ理論ニ準拠シ普通ノ教授法ヲ以テ教授スレトモ当校ノ如キハ開設以来日尚浅ク実物標本ト実験器械未タ充分ニ整備セサルヲ以テ完全ナル実物的教授ト帰納的教授ヲ行フコトヲ得サリシナリ」

在籍生徒数は56人(男子54人、女子2人)で、教員は加納の他4人いたが、いずれも授業生(1人)、教員雇(2人)、助手(1人)であった。学科は「修身読書作文習字算術地理歴史理科図画体操裁縫ノ十一学科ノ外英語農業ノ二学科ヲ増置」し、「各学級ニ受持教員ヲ定メ多クハ之ニ於テ教授ヲ担任シ裁縫体操ノ二学科ハ各専門ノ教員雇ヲ以其教授ニ任」していた。その中で加納は、修身科(各年級)、読書科(2,3,4年級)、習字科(3・4年級)、歴史科(3年級)、理科(各年級)、農業科(2・3・4年級)を担当していた。

明治23年4月、直江分校は平田高等小学校の分校となった。これに伴い、加納も同校の訓導に任じられ、引き続き直江分校在勤を命じられた。

加納は、この時期の特筆すべき実践として以下の2つをあげている。(『服務状況報告書』 明治23年1月付)

まず第一に、「農業園ヲ設ケ農業上須要作物即菽穀菜蔬ノ各種ヲ数多ク栽培」して、実業教育の端緒を開いたことである。その結果、「生徒ハ大ニ実業上ニ熱心ノ思想ヲ啓発シ其模倣力ニ鋭キ好奇心ニ富ムノ通性アル剰サへ彼等カ内ニ帰リ父兄ニ請フテ園圃ノ一部ヲ借リ学校ノ菜園ノ一小域ヲ擬シタルモノ許多アリ」という状況が生まれ、生徒に「我国ニ於テ実業ノ斯クシテ必要ナルトノ思想ヲ喚発スル」ことができたと、その教育的効果を高く評価している。また、理科教授上にも「実物教授ヲ施スノ好機ヲ得」たとしている。

次に、生徒100人の体格検査を行っている。

「現今教育ヲ言フ者盛ニ三育ノ必要ヲ述フレトモ専ラ力ヲ心育ニ注キ体育ニ至リテハ蓋シ 自然ニ放任スルノ傾向ナシトモ言フベカラザルモノノ如クニシテ而シテ体育ト言へハ直ニ 錏鈴棍棒ノ技術ヲ教フルモノノ如シ其ヲ以テ先ツ生徒ノ体格ヲ検シ其体質ノ素ニ応シテ然 ル後適宜ノ改良方法ヲ施行スルノ志アリ」

これにより、次のような利点があったとする。

「倚坐ノ形容ノ悪習ヨリ脊柱ノ度外ニ彎曲ヲ致シ脛関節ノ不調ヨリ歩行運動ノ不完全ヲ生 スル光線ノ方向如何ニ由リテ忽チ近視トナルへキ傾向アル生徒ノ多数ヲ検知シタルハ将来 大ニ体育上ノ方針ヲ定メタルノミナラス倚テ活動スル心意ノ作用由テ動作スル躰肢ノ作用 即身心一切ノ作用即教育ヲ施スヘキ素ニ就テ大ニ参考トナルヘキ材料ヲ得タリ」

同年8月、出雲楯縫神門郡々長から同郡教員夏期講習会の講師を嘱託され、教育学、教授 法を教授している。これは、加納が『履歴書』等に、教員講習会で講師を引き受けたと記述 する最初である。この講習会で、加納自身も、島根県師範学校教諭井上健爾に礦物学を、高 橋千川に国語を学んでいる。

明治24年になると、加納は郡長宛てに相次いで『旅行願』を出し、学校視察や講習会への参加を行っている。特に7月末には、9月初めまでの予定で三府地方の学校視察に出かけ、その間、大日本教育会開設の尋常師範学校・尋常中学校・高等女学校教員夏期講習会に参加し国府寺新作に心理学を、女子高等師範学校教授篠田利英に教育史、教育学を学んでいる。そして、加納は予定の期日になっても帰省せずにそのまま居残って、10月に文部省の「尋常師範学校及尋常中学校高等女学校教員学力検定試験」を受けている。そのような加納に対して、郡役所から再三の帰校命令が出されたが、加納は、直江分校教員の給料を寄付することにより臨時に教員補を雇い入れてもらうことで折り合いをつけている。試験に合格して農業科教員免許状(3等免許状)を取得すると、早速文部大臣宛てに『尋常師範学校尋常中学校教員御採用願』を、新潟県知事宛てに『御採用願』を出しているが、いずれも却下されている。

明治25年7月をもって、師範学校卒業時に取得した『地方有期免許状』が期限切れとなるのに伴い、『小学校教員甲種検定願』を出し、文部大臣から『小学校教員普通免許状』を、 島根県知事から『小学校教員免許状』を下附されている。

この年の8月、加納は、仁多大原郡私立教育会開設の単級学校教授法講習会に参加し、高 等師範学校単級教場訓導の勝田松太郎に単級学校教授法を学んでいる。この講習会は、10日 間、大東高等小学校で開催されたが、参加にあたって加納は、出雲楯縫神門郡私立教育会か らこの講習会での報告を嘱託されている。

また、同月には、皇道会の発会式も行われている。 #15 皇道会は、わが国固有の大道を講明し国家的精神を涵養する目的をもった組織で、千家尊紀を会長とする。第1回総集会で加納は理事に選任されている。この時、加納と同じく理事に選出された人物の中に「水谷鑑次郎」の名がある。水谷と加納は、加納の教員補時代、わずか4ヵ月であるが共に萬田小学校に勤務していた。

同年10月、『改正小学校令』の規定に基づいて、<sup>造10</sup>出雲郡一円、即ち庄原、出西、伊波野、 直江、久木、出東の5ヶ村組合立直江高等小学校が誕生し、加納は訓導兼校長に任命された。

同月、加納は再び文部省教員検定試験に出願している。この時の受検希望教科は、倫理、 教育、漢文、博物(動物、植物、礦物)、地理(地文)であり、すべて受検したかどうかわ からないが、翌年4月に教育科、博物(礦物)科教員免許状を下附されている。

明治26年5月、加納は病気を理由に依願退職しているが、その詳細はわからない。

#### 6, 隠岐での小学校教員時代

明治26年12月、加納は周吉郡西郷高等小学校訓導、兼校長に任じられる。加納が、赴任と ともに改革を断行していったことは、『島根県私立教育会雑誌』の掲載文から推察できる。<sup>起の</sup> 「西郷高等小学校は昨年十二月小生赴任せしとき既に新小学校令を実施することに定めしも学級の編制、教員の配置、教科目の教授、試験の方法等未た実施の場合に至らさりしか本年四月に至り種々の改革を加へ別冊(別に送り出せり)の如き管理規定を定め初めて真正の実施をなすに至れり爾来該規定を実施し善く改良中なり|

これ以降、2回にわたって「西郷高等小学校管理規則」が掲載されているが、加納らしく、 微に入り細に入った内容である。尚、この管理規則掲載に際して、次のような巻頭言が記されている。 <sup>注18)</sup>

「隠岐西郷高等小学校に於ては加納校長赴任後追々整頓の運に向ひたるか今回左の諸規則 を編成せられたりとす余輩は是等の諸規則か着々実施せられんことを希ふなり凡そ學校に 於ける規則類の寧ろ簡に失するも充分実施の上其効果を得る様勉めさる可らす否らされは 假令金科玉條の條項数百あるも何んの詮なし要するに其実施の効果如何により故に余輩は 今より刮目して以て同校の進運を見んとす!

明治27年2月、加納は、隠岐島庁より周吉穏地海士知夫郡小学督業を命じられる。『明治27年起 往復文書類』によって、隠岐の各小学校の「在籍生徒数」「出席生徒数」「出席平均数」「学級編制」「職員」等の状況を知ることができる。また、この年の夏、隠岐では赤痢が発生し、島内各地に広がり約2300人の患者を出したが、(\*!9)この時各校に被害の状況を報告させている。

同年5月、尋常師範学校講堂で、第10回島根県私立教育会総集会が開かれ、300人近くの会員が参加した。 (200)この会で、加納は、知事の「普通教育ヲシテ實業ト關聯セシムルハ我が國情ニ於テ最モ必要トス此目的ヲ達スル為メニ教員ノ躬行スヘキ要件ト生徒ニ履行セシムヘキ要件ハ如何」という諮問の調査委員に選出され、翌年11月の第11回総集会では、調査委員総代として途中経過の報告なども行っている。(221)

加納は、この年の10月末に島根県尋常師範学校訓導に任じられ、隠岐を離れる。隠岐での教員生活は2年余りであったが、毎年、夏期講習会の講師を嘱託され、単級学校教授法や教育学を講義している。また、翌年3月発行の『島根県私立教育会雑誌』に「明治28年隠岐国に関する学事一般」という記事が掲載されているが、その内容が「学事の概況」「学齢児童数」「小学校」(小学校数、学級数、教員数、教員の年棒)であることから、加納の執筆原稿であると考えられる。

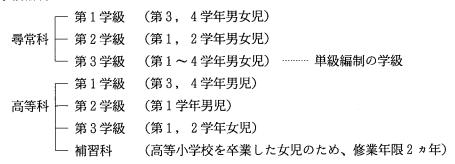
### 7, 島根県尋常師範学校教員時代

明治30年1月、加納は島根県尋常師範学校教諭に任じられ、附属小学校主事を命じられている。

当時、島根県尋常師範学校、同附属小学校校長は和田豊であった。和田は、明治29年、同盟退校事件<sup>達22)</sup>に揺れる島根県尋常師範学校に着任するや、強力なリーダーシップをもって島根県尋常師範学校、同附属小学校の改革を推進した人物である。<sup>達23)</sup>加納は、和田の学校経営方針に共感し、その片腕として改革を推進していったと言える。例えば、明治31年度から附属小学校は、従来の6学級編制から9学級編制に拡張している。<sup>達20)</sup>

《従来》 ----- 6 学級編制で訓導 4 名

# ○学級編制



#### ○教員の配置

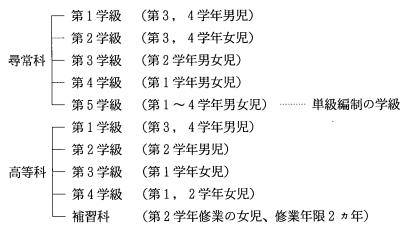
- 単級編制の学級 —— 専任の訓導1名(首席訓導)
- ・その他の学級 2学級に1名の担任の訓導 練習生を各学級に配置して、担任の訓導に附属して実地の 練習をさせる。

#### ○不都合な点

- 同種類の学級ばかり多く、県下の小学校で多く見られる学級編制を取っていない。
- 2 学級 1 名の担任訓導の場合、担任の名義があっても授業時間の過半は練習生に委任し、毎時各学科の授業を監督することができず、児童の教育に行き届かない面がある。
- 多数の師範学校生徒を充分に練習させることができない。

《改正の結果》 ----- 9 学級編制で、1 学級に1 名ずつの担任訓導を配置

## ○学級編制



#### ○改正による利点

- 担任訓導は1学級の教育を担当すれば良くなった。
- 練習生は終始担任に付随して実地の練習に従事する機会を得られた。

従来、「単級編制の学級」に首席訓導を配置するなど「単級教授法」の研究に力を入れていたことに加えて、改正により、各学級に1名ずつの訓導を配置して、より効果的な「学級教授」が行えるようにしたわけであり、こうした附属小学校での実践が、加納の教育論のベースになったであろうと考えられる。

この他、加納が在職中の附属小学校は、『尋常高等小學校教授細目』を編纂したり、<sup>1455</sup>授業を広く公開し、授業記録や批評会での討議の様子を『島根県私立教育会雑誌』に紹介するなど、県下の小学校の手本たろうとする意気込みが感じられる。

加納と和田の親密さを裏付ける事柄として、和田が新潟県師範学校長に転任するや、加納も後を追うように同校へ転勤している。

この時期、加納は島根県私立教育会において、連続して常議員に選出されている。また、 同会雑誌の改良のため寄稿委員に委嘱され、<sup>126)</sup>そのためであろうか加納に関係する原稿が 多くなる。

#### 8, 県外教員時代 (1)

加納は、明治31年7月から約1年7ヵ月間、新潟県師範学校教諭、同附属小学校主事を務めている。『履歴書』によれば、この時期加納は、人に教授するだけでなく、自らも精力的に学習している。明治31年に東京専門学校校外生となり、明治32年には日本英語学会、ドイッ学講習会に参加している。また、同年、帝国教育会開催の講習会で、ラッド博士の「教育学に応用したる心理学」を受講している。『島根県私立教育会雑誌』に、この講習会の開設案内が次のように記載されている。<sup>谁知</sup>

### 「≫ラッド博士

米國エール大學哲學主任教授神學博士法學博士ジョン・ツロンブール・ラッド氏は 来八月十七日桑港發にて九月五日頃横濱着予定の由なるか、帝國教育會に於ては同博士の来遊を機として心理學の講義を依頼したりしに、本月初め辻同會長まで承諾の旨 回答ありしにより左の如き要項にて同會議室に講筵を開く由なり。

- 一、學科 教育學に應用したる心理學
- 一、通譯 東京専門學校講師浮田和民君
- 一、期日 明治三十二年九月十一日より向ふ十一日間 毎日午後四時半より六時半まで二時間開講し十四回にて定結
- 一、聽講料 金二圓
- 一、聽講者は三百人に限る
- 一、申込期限七月三十一日まて

(講義禄は出版せす又筆記を新聞雑誌等に登載するを許さず)|

明治33年2月、加納は、奈良県師範学校教諭、同附属小学校主事となるが、わずか1年後には、病気を理由に休職している。加納は、生涯を通じて短期間の間に次々と転勤しているが、この奈良での勤務期間が最も短い。

#### 9,教科書会社勤務時代

休職から4日後、加納は帝国書籍株式会社の編集長となる。教員から教科書編集者への思い切ったトラバーユであるが、なぜ加納が「休職」という形を取ったのかはわからない。いずれまた教員に復職したいという気持ちがあったのだろうか。

加納が、教科書の編集の仕事に携わったのは、明治34年3月から明治37年9月までの約3

年半の間である。途中、不幸にして「教科書事件」なども起こるが、経済的にはかなり恵まれていたと思われる。しかし、教科書会社勤務については、全く触れられていない『履歴書』もある。触れられていたとしても、経歴のみしか書かれていない。まして、この時期の資料などは残していない。非常に几帳面な性格で、『辞令』を始め文書の写しや下書きまで残したり、「どこの講習会で何を教授したか」まで詳しく書き残している加納にしては、そうした記録や教科書の実物を残していないのは不思議である。晩年、加納はどのような気持ちでこの時代を振り返っていたのか興味深いところである。

## 10, 県外教員時代 (2)

明治38年5月、青森県師範学校教諭、同附属小学校主事となり、教員生活の再スタートを切る。

2年後の明治40年5月、長崎県師範学校教諭となり、翌6月同附属小学校主事も命じられる。この時期、加納は精力的に小学校教員講習会の講師を引き受け、県内はもちろん宮崎県へも足を延ばしている。講義の内容は、教育学が圧倒的に多く、教授法、複式教授法、訓育法などがある。しかし、明治45年2月に長崎県立佐世保女学校校長兼教諭になると、講習会講師を引き受けたという記録がない。小学校から高等女学校勤務に変わったからといって、講師を頼まれなくなったはずはないと思うが、以後、館林へ転勤しても、島根へ帰っても、加納は2度と講習会講師をすることはなかった。

その一方で、明治42年には文部省開催の師範学校講習会に出席し、3週間にわたって教育学、実地教授法を学び、『修了証書』をもらっている。

大正7年8月、加納は県知事宛てに『退職願』を提出した。

「近来久敷病気に罹り激務に堪へ難く候に付退職御聴許相成度別紙診断書相添へ此の段相 願候也」

これに対し、一度は県から引き止め工作がなされたが、加納の決意は固く、願いは聞き届けられた。この背景には、大正4年に加納が出張中に起きた「裸体事件」の責任を負ったとの証言もあり(前稿)、県知事が校長である加納に厳重注意した文書も残っていることを今回確認した。<sup>は28)</sup>

大正8年2月、群馬県邑楽郡館林尋常高等小学校訓導兼校長、館林町立実科高等女学校校 長となる。

同年8月、帝国教育会開設の夏期講習会で次の学科を受講している。

「国民道徳 東京帝国大学文科大学教授、文学博士 井上哲次郎

倫理学 同 吉田 静致」

大正9年11月、病気を理由に『退職願』を出し、受理される。

#### 11、島根へ帰って

その後、加納は島根に帰り、松江市視学となる。時に55歳であった。さっそく、大正10年 12月の『島根教育』には、「本会役員」として「特選評議員 松江視學 加納友市」の名が みられる。<sup>it29)</sup> 大正12年3月、松江市女子技芸学校長兼教諭となる。同校は、明治45年5月に、松江市母 衣町の元は母衣尋常小学校であった建物を校舎として創立された。大正7年当時校長であっ た山田伸吉は同校の性格を次のように述べている。<sup>誰30)</sup>

「本校は徒弟學校規定に據るものなれば實業學校令第二條第三項により工業學校の種類に属するもので、徒弟學校規定第一條の目的よりせば、工業に従事すべき職工たるに必要なる教育を為すを目的とすべきである、様に思はるゝ、されど、これは甚だ事實上常識上首肯し難い所である。即ち我が校の如きは規定第十三條に『女子ニ刺繍及其ノ他ノ職業ヲ授クル所ノ女子職業學校ニシテ此ノ規定ニ依ルモノハ徒弟學校ノ種類トス』とあるによっておるので、本来の徒弟學校ではないが、まづ徒弟學校に準ずるのであって、さきに述べた特別の學則制定を其の筋に建議せるも謂あることである。現に我が校の目的には、徒弟學校の本米の目的以外に、淑女を養成するの目的をも加へてあるのである。」

大正13年7月9日、願いにより松江視学を解職される。同日、松江市教育事務取扱、松江 市主催第23回全国各市小学校連合会議事務係長、松江市勤倹奨励委員を嘱託される。

大正14年10月、島根県師範学校講堂に約500名が集まって、島根師範開校五十年記念式が 行われたが、加納は卒業生総代として祝辞を述べている。<sup>選31)</sup>

大正15年4月18日朝、加納は松江病院へ入院する。このことにつき当日の『山陰新聞』夕 刊は次のように伝えている。

「松江市立女子技藝學校長加納友市氏(六三)は軽い膽石症がもとで臥床してから日毎に重症に陥り加ふるに腹膜炎を併發し目下殿町の自宅に療養中であるが只少量の牛乳を攝るだけで熱は三十八度乃至四十度を往来し慨し意識は明瞭なれども時としては昏睡状態中にあっても目下改築工事のために忙殺されて居る學校の事などを口ばしる事もあり主治醫錦織松江病院長も憂慮の眉をひそめて居るが、治療の都合上十八日朝松江病院へ入院すると」そして、翌19日午前10時半、加納は死去した。

「襲に危篤を報じて居た松江市技藝學校長加納友市氏は更に急性肺炎を併發して十九日午前十時半遂に長逝した喪は二十日朝發表したが特に恩命により昇叙の御沙汰があった

従六位 勲六等 加納友市

叙正六位

(略)

氏は温厚篤實生徒に接するに愛兒を見る如くいつくしみ特に校運の隆盛には粉骨努力を惜しまず此の度行はれる大改築を目前に病床についた氏は最後迄學校の事のみを意に介して居たと尚ほ告別式は二十一日午後三時より市内雑賀町洞光寺に於て執行する筈である」

『山陰新聞』(大正15年4月21日付)

同年5月発行の『島根教育』にも、「噫加納校長」と題した追悼文が掲載されているが、は300 4月21日付の『山陰新聞』の内容とほとんど同じであり、この新聞記事を参考にして書かれたものと思われる。ただ、最後の「尚ほ氏は師範學校卒業生會會長として大に功勞があった」という一文は目新しい。

以上のように、島根に帰った加納は、死の直前まで教育の最前線で活躍を続けていたわけだが、生涯「学び」の姿勢を忘れることはなかったと言える。それを証明するように、晩年

にも次の3枚の『講習證書』が残されている。

- ○「一世界に於ける最近の教育思潮」 吉田熊次 [東京帝国大学教授] (大正12年)
- ○「智能測定と教育」 久保良英「広島高等師範学校教授」 (大正12年)
- 〇「現代教育思潮」 桑木厳翼[東京帝国大学教授] (大正14年)

加納の生涯は、明治の初めから大正末までの学校制度・学校教育とともに歩んだということができる。

### Ⅳ、加納友市の生涯についての考察

- 1,研究の成果 (新資料により明らかになったこと)
  - (1) 6種類の『履歴書』の内、特に『履歴書』①②により、不明な点の多かった松江師範学校入学までのことが少し明らかになってきた。とりわけ、萬田小学校を卒業したことがわかったことにより、『西田村尋常小学校沿革誌』、『西田村小学校沿革史』を通して、加納が通った小学校の様子や卒業後の足跡が明らかになった。
  - (2) 『履歴書』の記述と、ほぼ完全に残されている『辞令』等を突き合わせてみることにより、改めて加納の経歴が確認できた。
  - (3) 『明治20年以降 発着文書類』により、明治19年12月から明治25年12月までの加納の動きが詳細にわかる。特に、半年ごとに書かれた『服務状況報告書』により、平田・直江の教員時代の勤務校の様子がよくわかった。
  - (4) 『島根県私立教育会雑誌』の中から加納関連の記事を拾い挙げてみることにより、教育実践者として、また島根県私立教育会会員としての活躍が明らかになった。
  - (5) 松江市女子技芸学校の校友会誌『翠島』の「加納校長追悼號」(第24号)で、知人の 慶応大学教授高橋梅園が「委しくは知らぬが君が収入の大半は親族の為に費され、常々 その犠牲となってをられたらしい」と述べているが、加納家に残る明治36年から大正 6 年までのおびただしい数の『通常為替金受領証書』は、加納が生涯生家への仕送りを続 けていたことの証と言えるのではないか。

#### 2, 研究の課題 (生涯についてなお不明なこと)

(1) 加納の小学校在籍期間中の事柄については、まだまだ不明な点が多い。

現加納家には、加納の『下等小学第八級卒業証』が2枚残されている。1枚は「明治七年十二月二十五日」付であり、この証書だけが以降のものと異なる。もう1枚は「明治八年十二月二十四日」付で、これ以降は同じ筆跡である。これらの証書が包まれていた紙の表には、「明治七年四月より尋常の小学校教則に付学ひし中にて第七六五、三級の卒業証書を欠く 明治八年九月二十四日改正の小学校教則に付学ひし中にて(略)」と書かれている。また、『履歴書』①にも「仝八年九月第五級ニ進ミ教則改正ニ付第八級ニ編入セラレ(略)」とある。事実、明治8年9月24日に教員伝習所において下等小学教則が制定されており、加納は小学校入学以来それまでに第5級まで進んでいたと思われる。だとすれば、わずか8ヵ月間で第7,6,5級を卒業しているわけで、それに比べると明治6年に入学したにしろ、明治7年に入学したにしろ、下等小学第8級を卒

業するまでの期間が長い。

以上のことから、加納は、萬田支校開校当初から在籍しながらもほとんど行かなかったということが考えられる。しかし、文部大丞の視察矯正による小学教則・学校の体制等の改正[明治7年4月]、小学児童の学齢が満6歳から14歳までに規定される[明治8年1月]等、小学校制度の確立、就学奨励などの動きの中で、加納も小学校へ通い始めたのではないだろうか。そして、当時の小学校はまず「行くこと」に意義があり、「行くこと」によって進級できたとも考えられる。もちろん、加納が人並み以上に利発であったとの証言もあり、そのことがスピード進級に拍車をかけたのかもしれない。

(2) 明治27年2月、加納は島根県隠岐島庁より「周吉穏地海士知夫郡小学督業」を命じられている。加納が、西郷高等小学校訓導兼校長となり、隠岐へ赴任して2ヵ月後のことである。『島根県近代教育史』は、「小学督業」について次のように記述している。<sup>は33)</sup>

「小学督業は明治二十年七月、小学校教育の改良を図る目的をもって、各郡に置くことが認められ、これにはその郡の高等小学校訓導が当てられた。その職務は明治十七年制定の『島根県小学督業規則』が準用されている。小学督業を最初に設置したのは那賀郡で、(略)明治二十年九月頃のことである。彼等は早速郡書記や戸長と共に管内を巡回し、新教則を実施する上での授業法、管理法、学校衛生及び校舎修繕等々について指導している。この外小学督業を設置した郡としては美濃郡、安濃郡があげられるが、その他の郡については不祥である。そして、督業による小学教育の改良という方策は明治二十五年二月、第二次小学校令の施行を目前にして廃止され、その役割は新設される郡視学に引き継がれることとなったのである。」

『島根県近代教育史』の記述によれば、「小学督業」は明治25年2月に廃止されたことになっているが、加納の場合『辞令』も残っている。

- (3) 加納は生涯9冊の著書を出版しているが、それらを執筆するに当たって、彼の教育論に大きな影響を与えた人物、思潮等について調べていく必要がある。
- (4) 県外教員時代のこと、教科書会社勤務時代のことが、依然として経歴程度のことしか わからない。今後、さらにそうした時期の資料を収集していく必要がある。

#### Ⅴ. おわりに -加納友市研究の課題-

#### 1、複式教授論の展開と研究課題

筆者は、「加納友市、その生涯と教育論[1]」の上に立ち、修士論文「加納友市の複式教授論」で、加納の複式教授論の特色を明らかにしようと試みた。 (株式) そのため、「複式教授」の定義内容の違いから、加納の理論を三期に分け、理論の推移を捉えるとともに、それぞれの時期の他の実践者の理論との比較を通して、その特色を捉えようとした。しかし、その際に分析の対象としたのは主に加納の9冊の著書であった。現時点で、雑誌等掲載論文は、『島根県私立教育会雑誌』に掲載されたものを中心に数点ばかり収集することができたが、特に他県の雑誌に掲載されたものがほとんど見つかっていない。今後もう一度、それぞれの県の教育雑誌に掲載論文はないかなど調べていく余地が残されている。また、加納が教科書会社勤務時代に編纂した教科書が特定できれば、加納の理論をさらに実践レベルで考察して

#### 2. 加納友市の教育論とその形成過程

#### (1)加納が松江師範学校時代に学んだこと

加納が松江師範時代に受けた教育は、教育論の形成の大きな基礎となったと思われるが、誰に何を学んだのかという点について調べるに至っていない。一般的に、当時はちょうどペスタロッチの開発教授法が一世を風靡していた時であったが、加納もそうした理論にどれだけ深く触れる機会があったのだろうか。

#### (2)勝田松太郎、和田豊他の個人的な影響関係

明治25年、加納は「単級学校教授法講習会」で勝田松太郎の講義を受けている。勝田は島根県横田町出身で、加納の1歳年上である。島根師範学校卒業後、高等師範学校へ進学し、岩手師範勤務の後、当時は母校である高等師範単級教場の担任訓導であった。 はぼ同じ年令、同じ島根師範の卒業生でありながら、片や高等師範に学び、単級学校教育の第一人者であった勝田との出会いが、加納にどのような影響を与えたのか。それを明らかにしていくためにも、加納の理論ばかりでなく、勝田の理論との比較分析を詳細に行っていく必要がある。この他、当時の理論家、実践者の理論との関係を幅広く検討していく必要がある。

#### (3)加納の教師としての実践的経験の場と教育論形成との関係

加納の小学校時代と、萬田小学校授業生に始まる約半世紀に及ぶ教員生活とをみた場合、単級学校の経験はほとんどなかったと思われる。しいて言えば、隠岐での督業時代に、隠岐国の単級学校を視察し指導したこと、師範学校附属小学校時代に"意図的に作られた"単級教場で教鞭を取ったことなどが挙げられるが、いずれも純粋な単級学校に赴任して、一人で学校経営から教育まですべて行ったものではない。それよりも、複式教授を受けた経験、行った経験が多いと言える。このことが、加納の教育論の真価を見極めていく上で大きなポイントになると考える。

#### (4)加納が所蔵していた書籍から

加納家には、加納やその兄弟が使用した書籍が残されており、一部は加納が読んだと 推定できるものもある。明治、大正期は、外国の教育論を積極的に取り入れようとした 時代であり、加納もドイツ語をはじめ外国語を学んだ時期もある。加納が影響を受け、 学んだと思われる教育思想や具体的な書籍などについても、若干の究明の可能性を残し ている。

最後に、本稿をまとめるにあたり、加納吉三氏およびその家族の皆様、平田市本庄町二瀬史郎氏、出雲大社千家和比古氏、平田市立図書館長藤沢秀晴氏、平田市立西田小学校長山岡弘廸氏、島根大学教育学部社会科研究室学生の皆さんに大変なご協力をいただいた。記して厚く御礼申し上げます。

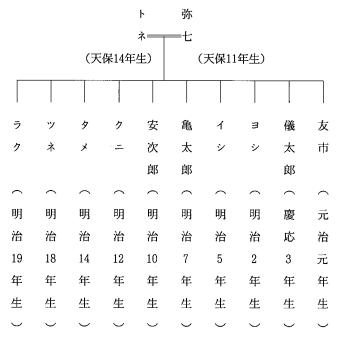
#### <注>

- 1) 有馬毅一郎、「加納友市、その生涯と教育論[1]」 『教科教育研究論集』第3集 島根大学教育 学部編 (平成元年) 1頁
- 2) 『島根県近代教育史』第7巻(島根県教育庁総務課島根県近代教育史編さん事務局編、昭和54年) によれば、『島根県私立教育会雑誌』は、明治17年10月に設立された島根県私立教育会の機関誌である。

「(明治大前)十八年二月に第一号を創刊してより、昭和十九年八月に終刊をみるまでその発行数は五九〇号(冊)に及んだ。版型も当初の菊版からタブロイド、B5、菊版、タブロイドと五たび改変している。その間、誌名も大正六年に『私立』をとり、同十年には『島根教育』と改めた。」(『島根県近代教育史』289頁より)

現在、島根県立図書館に所蔵されているが、散逸した号もかなりある。

- 3) 新潟県私立教育会の機関誌である。
- 4) 『明治大正昭和 教育思想学説人物史』第2巻(藤原喜代蔵、東亜政経社、昭和18年)によれば、 小学教師の保護奨励を標榜して、明治32年に多田房之輔が創刊した雑誌であり、国民教育社の発 行である。
- 5) 加納が『履歴書』等に書き続けた住所は、「島根県出雲国楯縫郡西田村大字水谷本庄第73番屋敷」である。ただ、『履歴書』②や『加納亀太郎(加納の弟、吉三氏の父)の戸籍謄本』[大正15年 5 月9日]では「289番地」。
- 6) 今回判明した加納家の家系図は次のとおりである。



7)『日本教育史資料』第9巻(文部省、明治25年発行)によれば、萬田村では坪内豊城(神官、嘉永 5年~明治6年)が、水谷本庄村では後藤務(神官、天保元年~明治6年)が、それぞれ寺子屋を 開業していたとする。

また、『平田市誌』(平田市誌編さん委員会編、昭和44年)「明治5年学制頒布当時の寺子屋・私塾

の状況一覧」(942~945頁)には、萬田村の二瀬勝右衛門の「唯一学園」が記載されている。

- 8) 前掲、『平田市誌』 941頁
- 9) 仲新・伊藤敏行・江上芳郎編、『学校の歴史』第2巻 第一法規 (昭和54年) 27頁
- 10) 前掲、『島根県近代教育史』第1巻 (昭和53年) 1017~1030頁
- 11) 同上、1028~1029頁
- 12) 同上、1030頁
- 13) 前掲、『平田市誌』 957頁
- 14) 斐川町史編纂委員会編、『斐川町史』 (昭和47年) 396~397頁
- 15)『風調新誌』第4号(明治25年9月22日発行)に「皇道曾の發曾式及總集曾」「皇道曾規定」「皇道曾今市支部曾」という記事が掲載されており、これらから皇道会について若干知ることができる。 5~8頁
- 16) 前掲、『島根県近代教育史』第1巻 464~465頁

「第二次小学校令により学校の等科、校数及び位置は、市は市長の意見を聞き、県知事が定め、 町村は町村長の意見を聞き郡長が定め知事の認可を得ることとなった。従って、従来のように 全県下にわたって県令によって等科及び位置を指定することはなくなった。市の場合と、町村 制を施行していない隠岐の場合のみ県令をもって知事の指定がなされ、他の町村は郡長が告示 等によって指定したのである。」

- 17) 『島根県私立教育会雑誌』105号 52頁
- 18) 同上、108号
- 19) 前掲、『島根県近代教育史』第7巻 86頁
- 20) 『島根県私立教育会雑誌』101号 54~78頁
- 21) 同上、115号 1~2頁、36~58頁
- 22) 『島根県近代教育史』(第1巻)によると、「同盟退校事件」は、明治29年4月に島根尋常師範学校で起こった事件である。校内の腐敗堕落、特に舎監に対する不満から、67名の生徒が連著して退校届出したのに対し、学校は再三慰留したが生徒は受け入れず、これらの生徒は放校処分となった。この事件の結末を、同書は次のように記す。

「この事件で舎監のみならず学校長の更迭まで行なわれたのであるが、退校処分となった生徒に関しては彼等が町村で採用され、教職に就くことを厳重に取締るとともに他方では文部大臣の許可を得て、翌三十年から三十一年にかけて特免の形で四十七名の復校が許され結着をみたのである。」(1041~1042頁)

- 23) 「師範學校長和田豊君の榮轉」 『島根県私立教育会雑誌』 137号 26頁
- 24)「本縣附屬小學校の擴張」 同上、134号 25~26頁
- 25) 同上、138号に同書の広告がある。
- 26) 同上、134号 表紙裏の「特別廣告」
- 27) 同上、152号 41頁
- 28) 大正4年6月25日付で長崎県知事より加納に宛てた文書。

「大正四年六月五日より仝九日に至る間其の校教諭渡邊太郎作及仝平山幸吉か生徒の身体検査 施行の際注意十分ならざりしは畢竟平素に於ける部下の監督不行届の致す處にして職務上不都

#### 合なりしとす依て将来右等の失態無之様深く注意すへし」

- 29) 『島根教育』343号 55頁
- 30) 『島根県教育会雑誌』 324号 34~39頁
- 31) 『島根教育』368号 19~20頁
- 32) 同上、373号 21頁
- 33) 前掲、『島根県近代教育史』第1巻 432~433号
- 34) 大前裕子、「加納友市の複式教授論」 平成8年
- 35) 有馬毅一郎、「複式教育に関する基礎的研究[1] ~戦前における基本的研究文献~」『島根大学教育学部附属複式教育研究センター紀要』第3号 島根大学教育学部編(平成元年) 3頁